

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K01982

研究課題名(和文)カントの実践哲学における偶然性の問題

研究課題名(英文)Contingency in Kant's Practical Philosophy

研究代表者

松本 大理 (MATSUMOTO, Dairi)

山形大学・地域教育文化学部・准教授

研究者番号：20634231

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はカントの実践哲学における偶然性の契機について考察するものであり、この問題を特に人間の尊厳概念との関連において考察した。人間の尊厳は、普遍性や必然性という契機によって捉えられることが一般的であるが、しかし同時に唯一性や固有性といった偶然性の契機も含意している。後者に関して十分な検討がなされてこなかったことを踏まえ、本研究において、カントの理性的存在者に対して、交換不可能な唯一の傷つきやすい存在者としての特徴を読み込む可能性を検討した。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to consider the problem of "contingency" in Kant's practical philosophy, especially in relation to the concept of human dignity. Kant's idea of human dignity contains not only the moment of universality and necessity, but also the moment of uniqueness and "contingency". I tried to make clear the latter moment which has been rarely considered. As a conclusion of this research, it is quite possible to read a rational being in the Kantian sense as a unique and vulnerable one.

研究分野：哲学

キーワード：カント 実践哲学 偶然性

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、カント哲学解釈のうえで手薄であった問題の考察と、当該問題に関する現代的な応答の再考を主要な背景とした。

(1)カントは実践哲学において偶然性の様相に関してあまり積極的に言及していない。理論哲学においては様相のカテゴリーの一つとして、また判断力批判の領域においては個物の問題として一定程度の考察を展開しているが、実践哲学においては、直接的な考察がほとんどないと言える。

とはいえ実践哲学の基本概念をなす「自由」概念は、偶然性と本質的な関係を持っている。自由を因果性の一つとして捉え、必然的性格を持った「自律」として特徴づけたところにカントの考察の意義は存するとしても、しかし自律がたんなる必然的原理の別名ではなく、あくまで「自由」という含意を持つがぎり、そこには偶然性の契機が根本的に含まれている。こうした偶然性の契機について検討し、また経験的な行為や他律的行為について語られる偶然性の概念との相違も明確にしなが、概念整理をすることが必要である。

また、人間(や人格)の尊厳という理念の場合も、通例、この理念の普遍性や必然性が強調されがちであるが、偶然性も重要な契機をなすと考えられる。すなわち、この理念は理性的存在者としての人間の絶対的価値を表すものであり、人間の普遍性や平等、法則的必然性を持った存在であることを表現している。しかしそれと同時に、各人が代替不可能な個人であること、唯一にして固有の偶然的存在者であることも含意している。この後者の側面が前者の側面とどのように関係しているかについては、明快な説明や検討がなされてこなかったため、分析し直す必要があると思われる。

いずれにしても、カントの実践哲学においては道徳法則という必然性を基軸として枠組みが形成されているため、そこに存する偶然性の契機は見えにくくなっている。それにもかかわらず偶然性の契機が自由概念や人間の尊厳を理解する上で不可欠である以上、その契機を適切に整理し、その意義を指摘することが求められる。

(2)カント倫理学を批判的に継承発展させる場合、その形式主義的で普遍主義的な枠組みを修正する意図から、規範や行為主体の偶然的な側面についての考察を取り込むことがしばしば試みられてきた。討議倫理学によるコミュニケーション的変換はその一例である。討議倫理学はカント的理性を異なる他者の観点との調整能力を含んだコミュニケーション的な能力として捉え直し、これによって人間主体を単一の普遍的な存在者から、個々の利害関心を持った固有の存在者として、すなわち個々の具体的で偶然的な文脈や

歴史性を伴った傷つきやすい個人として捉え直すことを試みている。これはカント的な普遍主義的倫理学を継承しつつも、複数主義との両立を目指す試みであり、理想的(普遍的)なコミュニケーション共同体と現実の(具体的な)コミュニケーション共同体を二つのアプリオリ(普遍的アプリオリと偶然的アプリオリ)として捉える構想である(特にK.-O. アーペル)。

とはいえ、この普遍性と具体性の両契機は、最終的にたんに並列されているだけとなっており、その理論的發展において、具体性への顧慮を強化すると共に普遍性を弱める道筋を歩んでいるように思われる。カントの実践哲学に潜在的に内在していると思われる偶然性の契機を考察するならば、こうした討議倫理学の道筋とは別の方向への展開も可能であったと考えられる。

## 2. 研究の目的

カントの実践哲学にける偶然性の契機を分析することを目的とした。とりわけ人間の尊厳概念や自由の概念を、「偶然性」の様相に着目することによって考察し直した。その分析に際しては、特に九鬼周造の偶然性をめぐる議論を手引きとして進めた。

カント哲学との伝統的な関係を持たない九鬼の考察を手引きとした理由については次のとおりである。

カントが用いている様相概念は、たんに理論的な悟性認識のカテゴリーの様相にとどまらず、さまざまなレベルで語られている。それらの多岐にわたる語られ方を、カント自身の分析のみを手がかりとして整理することは難しいため、様相概念の幅広い使用を視野に入れた考察を手引きにする必要があった。九鬼の考察は偶然性(と必然性)の意味を一つの種類に限定するのではなく、複数の意味の分類を行なっているため、手引きとして扱いやすい。また、そもそも九鬼の関心は、最終的に人間の固有性や自由の根源的な偶然性の考察に向けられているため、本研究の意図に根本的に合致している。さらに、討議倫理学が「偶然的アプリオリ」のヒントを得た解釈学的なルーツも、九鬼がフッサールやハイデガーを通して考察した問題群と重なっている。

## 3. 研究の方法

(1)上記の研究目的を遂行するために、下記のようないくつかの付随的な整理や検討を行なった。

カント自身が用いている偶然性の概念の整理。

カントは様相概念を必ずしも『純粹理性批判』のカテゴリー表において示している内容に限定して用いているわけではない。例えば「いかにしてアプリオリな総合的判断は可能か」と言われる際の「可能性」の様相は、カテゴリー表の様相概念から理解すること

は難しい。また、叡知的な世界と現象の世界の二つを区別したとき、それぞれにおいて必然的であることと偶然的であることは、反転する。道徳法則の必然性は、現象界においては偶然的であり、現象界において必然的な出来事は、叡知的な行為としては偶然的な契機と見なされる。こうしたレベルの相違に注意しながら偶然性の語られ方の整理を試みた。

カントが人間の尊厳の理念に与えている論拠や文脈の分析。

人間の尊厳は定言命法の目的自体の法式において定式化される。その導出においてカントは二つの議論を提示している。その一つは、理性的存在者が目的それ自体として現存する、という存在論的命題であり、これは自然目的論の議論にも通じている。もう一つは、理性的存在者を手段としてのみではなく、同時に目的として扱うべし、という命令であり、当為命題である。どちらも同じ事柄を論じているように見えるが、性質が異なるため、その分析を行なった。

偶然性および自由に関する九鬼の考察とカントの考察の比較検討。

九鬼による定言的必然 / 偶然、仮說的必然 / 偶然、離接的必然 / 偶然の区別を参照しつつ、カントが複数のレベルで語っている必然性 / 偶然性の種類を整理した。また、九鬼の「原始偶然」の概念とカントの自由の概念の異同を検討した。九鬼が焦点を当てる人間の実存の固有性とカントが強調する意志の自律についても、相互に接近させることを試みた。

偶然的契機に関する討議倫理学のカント批判とその問題点の整理。

討議倫理学によるカント倫理学の変換は、倫理の根本規範のうちに偶然的契機を取り込む試みであったが、しかしそれは別様に展開されるべきであった。この事情を分析することによって、行為主体に内在する偶然的契機をカントの考察から取り出すことを試みた。

(2) 手引きとした参考文献に関しては、以下のとおりである。

九鬼哲学の検討に際しては、九鬼周造『偶然性の問題』(特に、岩波文庫版、小浜善信註解・解説、2012年)と『時間論』(特に、岩波文庫版、小浜善信註解・解説、2016年)の詳細な註解により、多くの整理が得られた。また、本研究期間に九鬼についての論集も複数編まれたことも手助けとなった。例えば、『現代思想 総特集：九鬼周造』(2017年1月号、青土社)、『理想 特集：九鬼周造』(698号、理想社、2017年)がそれにあたる。

カントの実践哲学における唯一性や固有性に関する考察としては、特に、J. Grenberg, *Kant's Defense of Common Moral Experience*, (Cambridge University Press, Cambridge, 2013)の指摘とアイデアを参照した。この文

献の背景には、St. ダーウォルの二人称的観点の倫理学の構想と Ch. コースガードの一人称的な問題提起とがあり、これらからも大きなヒントを得た。

討議倫理学の展開および限界に関しては、批判的見地に立ちながら興味深い指摘を行っている A. ヴェルマーの論考を手引きとして重視した(A. Wellmer, *Ethik und Dialog*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1986; Ders., *Wie Worte Sinn machen*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 2007)。

#### 4. 研究成果

##### (1) 各年度の成果について

2015(平成27)年度中は、主にカントの実践哲学における偶然性概念の整理に努めた。仮言命法に基づく行為や他律的行為の持つ両義的な特徴づけに着目することによって、偶然性の多義的な語られ方や、行為一般の構造に関して整理が得られた。並行して九鬼周造関連の資料収集を進めた。

2016(平成28)年度中は、主として九鬼の『偶然性の問題』とそれに関連する諸文献の研究を進め、現代論理学との文脈の違いについても確認を行なった。九鬼の時間論と実存理解も詳しく検討し、カントの行為者理解に応用する道筋をつけた。下記雑誌論文(印刷中)を執筆した。

2017(平成29)年度中は、九鬼の「原始偶然」概念を、カントの実践哲学における自由概念と関係づけることにより、九鬼に特徴的な個物の問題とカントに特徴的な意志の問題を相互に補完しながら考察した。カントにおいて強調されがちであった理性的存在者の普遍性に対して、その固有性や唯一性の契機を読み込むことが可能となり、討議倫理学の討議者像とは異なる行為者像を得る道筋を得た。この考察の成果の一部を学会発表し(学会発表)、論文としてまとめた(雑誌論文、印刷中)。九鬼の偶然性に関する考察については、山形大学 OB&OG セミナー(平成29年度)(2018年3月3日開催)の場で一言及する機会を得た。

##### (2) 全体の内容について

得られた知見のうち、主要な点を述べる。

九鬼とカントの分析方法の相違について

九鬼の考察との比較を通して明瞭になったことは、九鬼が様相概念の使用を三種類(定言的、仮說的、離接的)に分けることによって、(カントの言う)宇宙論的な文脈と実践的行為の文脈を共に様相分析の問題として扱いやすくしていること、これに対してカントの場合、あくまでも理性能力の働き方の種類として考察をするため、見掛け上の混乱が生じるということである。カントの多様な様相の問題を整理するためには、理性使用の種類の整理が効果的であること、そして特に、理性使用する際の「観点」や「視点」の設定のされ方の整理が重要であることが、明

瞭となった。

カントの「観点」の整理について

カントは理論的観点と実践的観点の間に明確な区別を設けており、同一の対象について扱う場合も、どちらの観点から把握するかに応じて、必然性や偶然性の含意に差異を与えている。注意すべきことは、この理論的観点／実践的観点という相違が、単純に事物認識／行為実践という区別に対応するわけではなく、行為についての評価／行為の意志決定、という区別にまで及んでいるということである。したがって一つの行為が問題となっている場合でも、行為を評価する場合と行為を判断する場合とでは、当てはまる様相概念の含意が異なってくる。カントが実践的観点と特徴づけるものは、行為の意志決定の場面において最もはっきりとその独自性が現れる。行為評価の観点と行為遂行者の観点を明確に区別することによって、カントの自由概念や尊厳概念の理解に大きな前進が得られた。

人間の尊厳の定式化について

人間の尊厳概念に存する両義性に関して、上記の観点の相違から整理が可能となった。すべての理性的存在者は目的自体として現存する、という存在論的テーゼは、行為評価の観点からの問題構制と重なる。このテーゼは理性的存在者どうしの対称性を表現しており、人間の尊厳の普遍性と必然性を表現する。これに対し、理性的存在者を（あるいは自他の内なる人間性を）目的自体として扱うべきことを命じる定言命法の目的自体の法式は、意志規定のあり方に関する表現であるため、行為の意志決定の観点（行為する人の観点）から根拠づけられている。ここでは自他の対称性が表現されているわけではない。行為遂行者には他者を（そして他者の一人という仕方で行為者自身をも）目的自体として尊重することが命じられるが、しかしその行為によって尊厳が根拠づけられるのは、第一義的には行為者自身であり、他者（被行為者）ではない。行為者は定言命法のもとで自律的意志の主体として現存する（実践的な客観的実在性を得る）が、被行為者は自律的意志の主体としての現存をいわば要請されるだけだからである。したがってこの側面に関しては、行為者とその他者との非対称的関係が帰結し、それぞれの固有性と偶然性が表現される。

討議倫理学に対する評価について。

カントの実践哲学に存する偶然性の契機や意志規定の固有性の契機に着目するならば、討議倫理学が求めた具体的個人の姿をカント倫理学のうちに十分に読み取ることができる。それどころか、討議倫理学は討議という相互に対称的な関係から出発することを徹底したため、討議者間の非対称性を形式的にしか取り込むことができなかつたと言える。

(3)評価、展望等

いずれの論点に関しても、カントの実践哲学の研究において手薄であった論点を展開したものである。

行為評価の観点と行為遂行者の観点の区別は、行為に関する諸理論にも応用可能であり、重要な問題提起となり得ると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

松本大理「カント倫理学と討議倫理学格率の主観的吟味と相互主観的吟味」、日本カント協会編『日本カント研究 19』、知泉書館、2018 年、90-103 頁。(単著、査読なし、印刷中、予定ページ数)

松本大理「カントの実践哲学における「経験」について」、北海道大学哲学会編『哲学』53、39-55 頁、2017 年(単著、査読なし、印刷中、予定ページ数)

[学会発表](計 1 件)

松本大理「カント倫理学と討議倫理学格率の主観的吟味と相互主観的吟味」、共同討議「討議倫理学におけるカントとフィヒテ」(共同討議者：嘉目道人、司会：勝西良典)、日本カント協会第 42 回大会、2017 年 11 月 11 日。

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等  
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松本 大理 (MATSUMOTO, Dairi)  
山形大学・地域教育文化学部・准教授  
研究者番号：20634231

(2) 研究分担者

なし ( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

なし ( )